

平成25年第3回平群町議会

定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日	平成25年6月14日
招 集 の 場 所	平群町議会議場
開 会 （ 開 議 ）	6月14日午後2時5分宣告（第4日）
出 席 議 員	<p>1 番 井 戸 太 郎 2 番 戎 井 政 弘</p> <p>3 番 奥 田 幸 男 4 番 森 田 勝</p> <p>5 番 植 田 い ず み 6 番 山 口 昌 亮</p> <p>7 番 高 幣 幸 生 8 番 窪 和 子</p> <p>9 番 山 田 仁 樹 1 0 番 下 中 一 郎</p> <p>1 1 番 繁 田 智 子 1 2 番 馬 本 隆 夫</p>
欠 席 議 員	な し
<p>地方自治法第121 条の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<p>町 長 岩 崎 万 勉</p> <p>副 町 長 山 中 淳 史</p> <p>教 育 長 森 井 惠 治</p> <p>会 計 管 理 者 瓜 生 浩 章</p> <p>理事（政策推進課長） 大 浦 孝 夫</p> <p>理事（総務防災課長） 今 村 雅 勇</p> <p>理事（都市建設課長） 植 田 充 彦</p> <p>理事（教育委員会総務課長） 西 本 勉</p> <p>税 務 課 長 経 堂 裕 士</p> <p>住 民 生 活 課 長 城 光 良</p> <p>健 康 保 険 課 長 上 田 武 司</p> <p>福 祉 課 長 塚 本 敏 孝</p> <p>観 光 産 業 課 長 寺 口 嘉 彦</p> <p>上 下 水 道 課 長 島 野 千 洋</p> <p>教育委員会総務課参事 松 村 嘉 容</p>
<p>本会議に職務の ため出席した者 の職氏名</p>	<p>議 会 事 務 局 長 西 脇 洋 貴</p> <p>主 幹 田 中 裕 美</p> <p>書 記 乾 恵 美</p>
<p>町 長 提 出 議 案 の 題 目</p>	<p>第 1 号 ・ 第 2 号 に 同 じ</p> <p>議案第44号 平群町公共下水道5号幹線その4工事の変更請負契約の締結について</p> <p>議案第45号 平群東小学校大規模改修工事の請負契約の締結について</p>

	議案第46号 平群町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について
請 願	第1号に同じ
議員提出議案の題 目	<p>第1号に同じ</p> <p>発議第7号 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の早期制定を求める意見書(案)</p> <p>発議第8号 公的年金の2.5%引き下げの中止を求める意見書(案)</p> <p>発議第9号 速やかな取り調べの可視化(取り調べ全過程の録音録画)を求める意見書(案)</p>
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成 25 年 第 3 回 (6 月)
平群町議会定例会議事日程 (第 4 号)

平成 25 年 6 月 14 日 (金)
午後 2 時 開 議

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 44 号 | 平群町公共下水道 5 号幹線その 4 工事の変更請負契約の締結について |
| 日程第 2 | 議案第 45 号 | 平群東小学校大規模改修工事の請負契約の締結について |
| 日程第 3 | 議案第 41 号 | 奈良県広域消防組合の設立に関する協議について
(総務建設委員長報告) |
| 日程第 4 | 議案第 42 号 | 奈良県広域消防組合の設立に伴う西和消防組合の解散に関する協議について (総務建設委員長報告) |
| 日程第 5 | 議案第 43 号 | 西和消防組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
(総務建設委員長報告) |
| 日程第 6 | 請願第 1 号 | 家庭ごみの有料化実施の凍結を求める請願書
(文教厚生委員長報告) |
| 日程第 7 | 発議第 6 号 | 平群町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について
(文教厚生委員長報告) |
| 日程第 8 | 認定第 1 号 | 平成 24 年度平群町水道事業会計決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 9 | 発議第 7 号 | 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の早期制定を求める意見書 (案) |
| 日程第 10 | 発議第 8 号 | 公的年金の 2.5%引き下げの中止を求める意見書 (案) |
| 日程第 11 | 発議第 9 号 | 速やかな取り調べの可視化 (取り調べ全過程の録音録画) を求める意見書 (案) |
| 日程第 12 | | 先進地視察計画書について |
| 日程第 13 | | 委員会の閉会中の継続調査の件 |

平成 25 年 第 3 回 (6 月)
平群町議会定例会追加議事日程

(第 4 号の追加)

追加日程第 1

事件撤回請求書

(発議第 6 号 平群町乳幼児等医療費助成条例
の一部を改正する条例について)

追加日程第 2

議案第 46 号

平群町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正す
る条例について

再 開 （午後 2時05分）

○議 長

皆さん、こんにちは。連日、熱い中御苦労さまです。再開をする前に、初日に選任同意をいただきました、公平委員会委員三好慶男様と任命同意をいただきました、教育委員会委員米田幸弘様、北和恵様が、御挨拶にまいっておられますので、お受けしたいと思えます。よろしくお願ひいたします。三好様、どうぞ。

○公平委員会委員（三好慶男）

皆さん、こんにちは。私、御陵苑に住まいしてありまして、三好と申します。ちょっといま、事務局で見せていただきましたら、ちょうど12年務めさせていただきました。それからまた今期から、新しくやってみないかということだす。皆様方の御同意をいただきましたら、1期やらしていただくというふうだ思えます。ふつつかな三好でございますが、どうぞよろしくお願ひいたします。（拍手）

○議 長

ありがとうございます。御苦労さまです。

○教育委員会委員（米田幸弘）

どうも、失礼いたします。このたびは、私の教育委員再任に際しましては、町議会議員の皆様方には、御賛同いただきましたこと、深く感謝を申し上げたいと思えます。私はこれまで、7年余りだすか、教育委員を務めさせていただきました。自分自身どれだけ役に立てたかというのは、わかりませんが、これまでの経験を生かして今現在進行中でありだす小学校の再編成の問題であったり、また幼保一体化施設の建設といった大きな事業も継続中だございます。微力ながら精一杯務めさせていただきたいと、そのように思っておりだすので皆様方の御指導、今後ともどうかよろしくお願ひしたいと思えます。簡単だすけど御礼の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。（拍手）

○議 長

ありがとうございます。御苦労さまです。

○教育委員会委員（北 和恵）

はじめまして、北和恵と申します。このたびは、議員の皆様のお承認をいただきまして、教育委員という大変な役を拝命し、とても恐縮してありだす。私は、ひとりの主婦として、母として、女性として子どもたちのために地域の皆様のお協力をいただきながら、教育委員の大切な仕事を微力ながら務めたいと思っております。

どうぞよろしくお願ひいたします。（拍手）

○議 長

ありがとうございました。御苦勞さまです。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、平成25年平群町議会第3回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

会議の冒頭であります。町長より議案の提出がありました。この議案の取り扱いについて御審議願ひたいと思ひます。議会運営委員会の開催をよろしくお願ひいたします。

暫時休憩をいたします。

（ブー）

休 憩 （午後 2時05分）

再 開 （午後 2時20分）

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

（ブー）

○議 長

先ほど開催されました議会運営委員会の結果の報告を求めます。山口委員長。

○議会運営委員長（山口昌亮）

先ほど開催されました議会運営委員会について報告を行います。

町長より、議案第46号 平群町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例についてが提出され、そのために議会運営委員会を開いたわけですが、その取り扱いについての協議の中で、事件撤回請求書、発議第6号 平群町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例についてが議長に提出されました。議会運営委員会では、この議案の取り扱いについても審議を行いました。

その結果、議案第46号 平群町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について、事件撤回請求書、発議第6号 平群町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例については本日の日程に追加し、審議の順序については、発議第6号について、文教厚生委員会に付託しておりましたので、文教厚生委員長報告を行い、請願書の採択の後で、追加日程第1として審議したいと思ひます。また、議案第46号 平群町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する

条例については、追加日程第2として審議を行いたいということを確認しました。

以上です。

○議長

ただいま、議会運営委員長の報告のとおり、議事を進めてまいります。

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりであります。よって、日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 議案第44号 平群町公共下水道5号幹線その4工事の変更請負契約の締結について

を議題といたします。

議案の説明を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

議案第44号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○4番

工期変更ということで、よくある事案だと思いますが、吉新地区で過去にですね、同じような議案でですね、追加工事が出ておったように記憶しておりますが、玉石まじりか礫まじりかということで出ておったんですけども、設計者並びに施工業者は違うんでしょうね。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

施工者は違います。変わっております。同一路線でも、そういった変更、生じておりますが、今回、工事区間につきましても、この中で3カ所ほど土質調査をしております、その結果、今回の工法を選定しておりましたが、実際、施工しますと、こういった土質に変わってるということで、今回御提案申し上げておる次第でございます。

○議長

森田君。

○4番

ちょっとわかりにくい点があるんですけど、それとですね、水道管の撤去が必要という、どういう理由で水道管の撤去が必要かということ、提案理由にも記載すべきじゃないかと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

詳しく提案理由には述べておりませんが、当該工事につきましては、昨年12月3日、可決いただきました契約でございます。実際の工事は年明けまして、ことしに入ってから着手したわけですが、その後、3月の末ぐらいにですね、この水道管で給水しておりました民家がですね、除却されることになりまして、除却されたわけです。当該給水のための水道管が、その時点で不用になりましたので、当初はこの水道管をぎりぎり避けながら施工するという計画ではあったんですが、給水先が除却になったということもありまして、工事で無理に水道管をぎりぎり避けながらするよりも、水道管そのものをですね、撤去したほうが、工事もやりやすいということも含めて、将来的には、またこの不用になった水道管は、いずれにしても撤去する必要があるがございますので、今回、追加で撤去することになったということで御理解いただきたいと存じます。

○議 長

ほか、ございませんか。奥田君。

○3 番

設計変更っていうのは、いままでほとんどが設計変更になってんのちゃいますか。その設計変更の率と、余りにも設計変更が多過ぎるように思いますねんけど。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

確かに、下水工事において変更契約、割とあるわけですが、特に推進工事につきましては、数カ所の土質ボーリング調査によって土質を想定した上で、その土質から求められる、最も合理的、効率的、安価な工法を選定して発注することになります。結果的に施行によって、実際の土質調査の結果とですね、変わることが、土の中のことですから、ままありまして、特に今回の工事でも、竜田川のすぐ横を工事しております。古い時代から、竜田川の氾濫だとか蛇行だとか、非常に土質が混在しておりますので、なかなかピンポイントの土質調査だけでは判定できません。そういったこともありまして、当初の設計は、どうしても一番安価な工法、国庫補助事業でございますから、を採用すると。結果、若干の変更は生じてくるということで御理解いただきたいと存じます。

○議 長

馬本君。

○12番

課長にお聞きするんやけど、ボーリング調査、ピンポイントで調査されてるけども、法的に、何メートル以内に1個せねばならないって決まってるの。それだけ教えて。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

土質調査の頻度といいますか、それについては全く規定というのはございません。ですから、その付近の土質、大まかな想定の中で変化も多いということになりますと、やはり少し頻度は高く調査をすることになりますし、大体均一の土質が想定される場合は、調査の頻度は若干少なくなるというようなことで実施しております。

○議長

馬本君。

○12番

ということは、一定、ボーリングして、その都度、その地域地域の土質によってボーリング調査は変わっていくよと。本数の数が変わっていくよという認識でよろしいな。そういうことやね。そやから地下にあるもんやから、目で見えるもんちゃうからね。おそらく法的なもんがないということは、ある程度わかっててんけども、そういうことやね。現場現場で調査をすると。その都度によってね。そういう認識でさせていただいてよろしいね。はい、わかりました。ありがとうございます。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

議員お述べのとおりでございます。

○議長

高幣君。

○7番

土質の問題っていうのはですね、これは歴史的ないろんなものを見直しながらやっていけば、そういうことは事前にわかる場合も非常に多いと思うんです。それで、これからまだ公共下水道ってのは進捗していくわけですけども、今後の北部方面へ延びていくときにおいて、そういう問題点は出るのかどうか。そのあたりはいかがですか。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

当然ですね、こういったケースは出てくる可能性はあります。当然、ボーリング調査っていうのは、多くの頻度ですれば、より正確なデータを得られるんですが、かといって、ボーリング調査にも非常に費用がかかりますから、やはりその頻度も最小限の範囲でしながら、先ほど申し上げたように、得られたデータの中で最も安価な工法を選んでいくということで設計していきますから、土質の変化によってこういったケースはやはり出てくるというふうに考えております。

○議 長

高幣君。

○7 番

その点わかります。要するに川っていうのは、蛇行しながら流れていくものであり、そしてまた過去の歴史があって、こういうものが出るわけなんです。だから、もう少しこれからも、そういう問題点については、その地域の歴史的な問題も含めながら考えてやっていただきたいと、こんなふうに思います。

以上です。

○議 長

ほか、ございませんか。奥田君。

○3 番

先ほどの設計変更のことですもんけどね、大概、設計変更っていうのは増額が多いです。減るような設計変更は本当に見当たりませんが、やはり一番安価な方法と言われましたけども、やはりもっと工事がすっといけるところは減額するような設計変更も考えてほしいなと思います。いままで減額になったという設計変更はありましたでしょうか。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

変更契約の中で、減額のほうが発生する頻度は確かに少ないです。それは、先ほども申し上げたように、補助対象事業の中で、当初設計がどうしても、最もその中で、その時点で得られたデータで選択できる最も安価な方法で設計しますから、そのデータではない現状が出た場合はですね、当然、増額変更ということになるわけです。ただ、今回の提案させてもらった中でもですね、中身で言えば、項目によっては減額になったものもございます。土とめ工法の変更にしましては、若干の減額、中身としては、なってるんですが、推進工法等、やはり礫対応のものに変えたことによって、全体としては、この金額の増額に

なったということでございます。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第44号について採決を行います。

本案については、原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議
ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決
定いたしました。

日程第2 議案第45号 平群東小学校大規模改修工事の請負契約の締結に
ついて

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育委員会総務
課長。

○教育委員会総務課長

議案第45号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○6 番

事前に調べればよかったんですが、これは当初予算で当然、金額上がってま
すから、それとの関連で言うとどういうことになるのか、もうちょっと説明し

ていただけますか。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

当初予算ベースでは、5億4,597万2,000円でした。契約金額は、先ほど申しあげました4億6,407万5,850円でございます。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第45号について採決を行います。

本案については、原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第3 議案第41号 奈良県広域消防組合の設立に関する協議について

日程第4 議案第42号 奈良県広域消防組合の設立に伴う西和消防組合の解散に関する協議について

日程第5 議案第43号 西和消防組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

以上3件は、会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

本案3件については総務建設委員会に付託しておりますので、委員長の報告

を求めます。はい、山田総務建設委員長。

○総務建設委員長（山田仁樹）

それでは、総務建設委員会委員長報告をさせていただきます。

去る6月4日、平群町議会第3回定例会本会議において当委員会に付託を受けました3議案の審議内容と結果を報告いたします。

当委員会に付託を受けました案件は、議案第41号 奈良県広域消防組合の設立に関する協議について、議案第42号 奈良県広域消防組合の設立に伴う西和消防組合の解散に関する協議について、議案第43号 西和消防組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてであります。順次、審議結果を報告いたします。

議案第41号は、消防の事務を処理する奈良県広域消防組合を新たに設立することについて、構成市町村の協議の上、規約を定めるものです。

議案第42号は、新たに奈良県広域消防組合が設立されることに伴い、西和消防組合の解散に関して、西和広域7町と協議書を定めるものです。

議案第43号は、西和消防組合解散に伴う財産処分について、西和広域7町と協議書を定めるものです。

3議案については、会議規則第37条の規定により一括議題として審議を行いました。

質疑では、経費負担で27年度までは現在と大きく変わらないとのことだが、平成28年度から平成33年度までの経費の減について質され、現在と比較して、毎年約634万5,000円減額されるとの答弁がありました。

規約第13条の運営協議会の役割について質され、運営協議会は、組合議会とは別に設置され、委員には11消防本部を設置する市町村の長の代表より充てられ、組合の事務に関する重要な事項を協議するため開催されるもので、構成市町村数が37団体になることから、組合運営や経費の負担方法についての意見が十分反映されるよう運営協議会を開催して審議、協議をしていく場であるとの答弁がありました。

規約の附則で、組合市町村は前項に定める組合の経費の方法によりがたいと認める場合にあつては、協議により負担方法を別に定めるとあるが、その内容について質され、規約の中に、自賄い方式、基準財政需要額割等の経費負担は決められているが、これによりがたいと認める場合は、経費負担の平準化、現在より負担額が越えないよう、組合市町村の協議により定めることになっているとの答弁がありました。

消防が広域化されると、西和消防組合が解散となり、自賄いで、経費については引き続き7町で負担するが、運営方法について質され、統合後も西和消防

署は残るため、管轄は西和7町であり、平群町も構成町であるとの答弁がありました。

西和消防組合の解散により、組合議会がなくなるが、予算、決算、運営についてのチェック体制について質され、新たに奈良県広域消防組合議会が設置され、構成市町村から組合議会の議員が選出され、組合議会の中で予算、決算等について審議されるとの答弁がありました。

広域化による西和7町での経費節減について質され、総合救急無線と通信指令システムのデジタル化の整備で、広域化で整備を行った場合は、投資的経費で西和消防組合分として、約3億3,000万円軽減されるとの答弁がありました。また、確かに経費の部分で決まっていないことが多いのは否めないところもあるが、運営協議会や構成市町村と十分協議を行い、少なくとも経費負担については増えていかないようにしっかり監視しながら、37市町村全て見ていくという決意も確認しているとの答弁があわせてありました。

広域化については、住民に理解の得られるように進めるべきであり、また経費負担等を決めてから行うべきだが、急ぐ理由について質され、消防の広域化については、阪神淡路大震災のときに、各消防本部が集まり、救急活動、消火活動を進めてきたが、指揮・命令系統が非常に混雑し、救援活動に支障があったことにより、消防庁、国を挙げて一つの課題として検討されてきた。現在では、西和消防署管内で広域災害や救急事案について賄えている状況であるが、大きな事案が発生した場合は、指揮・命令系統の一元化のもと、1分1秒でも早く招集体制を進めていくことや、情報を住民の方々に発信していくことが必要であるとの答弁がありました。

解散に伴う財産処分の中で、基金の処分方法と、土地と建物の取り扱いについて質され、基金については按分率により解散前日の基金残高により按分されまちに返却され、土地については、西和消防本部は王寺町が、北分署は平群町が、東分署は安堵町が、南分署は上牧町が、訓練棟は東安堵南方水利組合から無償で借りており、引き続き奈良県広域消防組合に無償貸与していく、建物については奈良県消防組合に帰属していくとの答弁がありました。

また、債務については継続して引き継ぐことになるのか質され、奈良県広域消防組合で各消防署の分を計算し直し、構成市町村へ負担金として請求されるとの答弁がありました。管轄区域外へ出動した場合の経費負担について質され、現在、詳細は決まっていないが、平成28年に通信指令統合がされるまでに早急に決めていくと聞いているとの答弁がありました。

奈良県の財政的支援について質され、消防デジタル無線整備に関しては、起債の償還金に対して2分の1の補助が、また広域化に伴う消防車、消防設備の

設置に対しては、交付税算入のある緊急防災減災事業として支援していただくよう聞いているとの答弁がありました。

広域化を行い、甚大な被害があつて、被害を最小限にとめるためにも、県全体のことを考えるならば、県にも経費的な支援もしていただけるよう、協議の中で意見を言っていたきたいとの要望が出されました。

以上が主な質疑の内容であります。また、継続審査を求める意見もあり、採決の結果、継続審査を行わないことに決定しました。

続いて討論では、議案第41号 奈良県広域消防組合の設立に関する協議について、この問題については、広域消防組合の設立ありきで、その後に決めていくということが多過ぎる。災害に関する問題なので、財政上の問題だけではないが、スケールメリットを余りにも強調し過ぎており、災害の場合はいろんな協定もなされており、広域化に参加しなければ、そこだけが災害があつたときに応援がないということは無論ないはずである。細かいことも含めて、決めずにやるやり方は乱暴過ぎではないかと思う。いまの段階でこの規約案を認めるということに対しては反対したいとの討論がありました。

奈良県広域消防組合でまだ決まっていないことが多くあるが、精力的かつ、みんなが納得するよう協議を進めていただきたい。広域消防組合をつくって、災害時等に広域に情報が発信できる、あるいは情報の共有ができる体制をつくっておく必要があるということから、賛成したいとの討論と、近年の大きな災害等で防災意識がかなり高まっており、自助、共助、公助の中、根本は自分で身を守るということであるが、自治体として責任ある公助は必要である。そのためには指揮・命令系統が一本化され、迅速に対応することが住民を守る一番大切なことだと思う。県民を等しく安全に守るため、大同団結し、組織力を十分に機能させて、防災、減災に当たるべきであり、広域化することが望ましいことから賛成するとの討論がありました。

議案第42号 奈良県広域消防組合設立に伴う西和消防組合の解散に関する協議について、広域消防設立に対して反対をしたことから、議案第41号の反対意見と同じで、西和消防の解散については反対をするとの討論がありました。議案第41号で奈良県広域化に賛成ということを表示しており、法制度上も二つの組合に加入することができないため、賛成したいとの討論がありました。

議案第43号 西和消防組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、議案第43号も一体の議案であることから、最初の趣旨からいって、この議案に反対したいとの討論がありました。前2議案に賛成した立場で、同じ理由で賛成したいとの討論と、西和消防組合は西和7町が大変苦勞してつくり上げてきたものであり、消防機能は十分機能していると思っている。今回の3本の議

案は、県広域化の一本化ということであり、組合の加入の議案にも賛成、また解散にも賛成ということで、財産処分についても賛成するとの討論がありました。

以上が当委員会に付託を受けました審議の結果であります。よって、総務建設委員長報告といたします。

平成25年6月14日
総務建設委員会
委員長 山田 仁 樹

○議 長

ありがとうございました。

委員長報告の件で暫時休憩をしたいと思いますので。

(ブー)

休 憩 (午後 2時50分)

再 開 (午後 3時10分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

総務建設委員長より、委員長報告について訂正の申し出があります。これを許可いたします。はい、山田君。

○総務建設委員長(山田仁樹)

失礼いたします。先ほどの委員長報告で、若干訂正及び報告漏れがありましたので報告をいたします。

まず、付託を受けた日時ですが、当初、先ほど6月4日と申しあげましたところ、6月12日と訂正をさせていただきます。また、審議の結果の報告が漏れておりましたので、再度報告をさせていただきます。

議案第41号 奈良県広域消防組合設立に関する協議について、賛成、反対の討論の後、審議の結果、挙手多数により、原案どおり可決することに決しました。

議案第42号 奈良県広域消防組合設立に伴う西和消防組合の解散に関する協議について、賛成、反対の討論の後、審議の結果、挙手多数により、原案どおり可決することに決しました。

議案第43号 西和消防組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、

先ほど言いました賛成、反対の討論の後、審議の結果、挙手多数により、原案どおり可決することに決しました。

以上、先ほどの委員長報告に対しての訂正及び報告漏れに対しての報告とさせていただきます。

○議長

それでは、順次、質疑、討論、採決を行います。

議案第41号 奈良県広域消防組合設立に関する協議について、議案第42号 奈良県広域消防組合設立に伴う西和消防組合の解散に関する協議について、議案第43号 西和消防組合の解散に伴う財産処分に関する協議についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより議案第41号 奈良県広域消防組合設立に関する協議についての討論に入ります。山口君。

○6番

総務建設委員会でも述べましたけれども、余りにも広域化を決めた後ですね、詳細を決めていくというような内容が多過ぎるということで反対いたしました。きょうの委員長報告を見て、改めてですね、当局の答弁の中で経費についてですが、これは増えないようにすることを決めていると。こういうくだりがあるって、規約にもそのとおりあるわけですけども、これなどはですね、実際に今後進めていく中で、どういうことが起こるかもわからないのに、絶対に増えないなどいまから決めるような、それも変な話です。当然、必要な額が出てくれば、37市町村で基本的には負担していくということになるわけですから、これの一事を見てもですね、余りにも拙速なやり方ではないかということで、基本であればですね、もっとしっかりと審議した上で決めていくべきだということもありますし、それともう一つは広域化がそのまま災害のときにですね、一番いい方法だというふうには、私どもは、この間の経験からも思っていない。そういうことも指摘してですね、この議案に対しては反対をいたします。

○議長

奥田君。

○3番

議案第41号については、賛成の立場で意見を述べます。先ほどの会合でのいろいろな説明や、資料説明を受けました。きょうは委員長報告の内容からしても、いろいろスケールメリットが大きく、長所が多く、短所が見当たらないので、今回は、これはやはり賛成すべきやと考えたので、以上、報告とします。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第41号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数です。よって、議案第41号 奈良県広域消防組合の設立に関する協議については、委員長の報告どおり可決されました。

続いて、これより、議案第42号 奈良県広域消防組合設立に伴う西和消防組合の解散に関する協議についての討論に入ります。山口君。

○6番

これについても、当然ですね、奈良県消防に入ることに反対ですので、そうならば解散することには、もちろん反対ということになりますから、先ほどの理由と同じで反対をいたします。

○議長

奥田君。

○3番

議案第42号については賛成の立場で報告します。先ほどの委員長報告や奈良県のバックアップ、支援をしていただくということも受けましたので、生駒市、奈良市は別として、やはり県全体と台所が大きいということで安心して合併して合理化を図るということは、非常にいいことだと思いますので、賛成の立場で報告します。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結します。

これより議案第42号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手多数です。よって、議案第42号 奈良県広域消防組合の設立に伴う西和消防組合の解散に関する協議については、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第43号 西和消防組合の解散に伴う財産処分に関する協議について討論に入ります。山口君。

○6 番

この議案についても、先ほどと同様ですね、奈良県広域消防設立にかかわる問題であり、当然のことながら反対をいたします。

以上です。

○議 長

奥田君。

○3 番

この件についても、賛成の立場で意見を述べます。

先ほども何回も言ってますように、いろいろ担当者からの説明を受け、長所が多く短所が見つからないほど立派な報告やと思いますので、後々も県からの協力するという意見も聞いておりますし、補助、交付税算入も考えたかということを受けましたので、安心して参加したらいいと判断したので、私は賛成したいと思います。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより議案第43号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手多数です。よって、議案第43号 西和消防組合の解散に伴う財産処分に関する協議については、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして

日程第6 請願第1号 家庭ごみの有料化実施の凍結を求める請願書

日程第7 発議第6号 平群町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について

以上2件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

本案2件については文教厚生委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。はい、窪文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（窪 和子）

文教厚生委員会委員長報告をさせていただきます。

去る6月4日、平群町議会第3回定例会本会議において、当委員会に付託を受けました請願並びに発議の審査結果を御報告いたします。

当委員会に付託を受けました案件は、請願第1号 家庭ごみの有料化実施の凍結を求める請願書、発議第6号 平群町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例についてであります。

まず、請願第1号 家庭ごみの有料化実施の凍結を求める請願書について審査結果を報告いたします。請願の要旨は、過程ごみの有料化実施の凍結を求めるものです。質疑では、ごみ有料化実施の進捗状況について質され、袋の販売に関しては、5月1日に平群町商工会と委託契約を締結し、1年ごとの契約となり、販売店舗の募集の準備にかかっている。指定袋の製造については、5月23日に株式会社イカリトンボと委託契約を締結し、12月20日までが履行期限であり、現在、製作の途中であるとの答弁がありました。町が契約を違約した場合のペナルティーについて質され、商工会との契約書においては、流通の手数料のみで製作に伴う損害が発生しないため、特に違約条項は設けていな

いが、中止となれば、現在、指定袋販売店舗の募集の準備にかかっており、店舗には大変大きな迷惑をかけることになる。イカリトンボの場合は、試行袋の製作にかかっており、契約解除した場合は損害が発生するので、契約事項に損害があるときは、その損害を発注者に請求することができるとうたわれているとの答弁がありました。

家庭ごみの有料化指定袋制に至るまでの経過説明を質され、平成17年、廃棄物減量等推進審議会に、ごみ減量に向けた有料化について諮問を行い協議される中、平成20年3月27日に家庭ごみ有料化は、ごみ減量に有効な方法であると答申が出されました。以降、20回以上の審議会で協議をしてきました。その間の住民説明については、平成22年度に全自治会に出向くほか、住民懇談会を4回開催、以降、毎年懇談会を開催する中で、平成24年12月議会上程、可決し、本年3月議会で予算が可決しました。以降、10月からの有料化に向けた準備を行うため、商工会との協議、ごみ袋製作の入札等の執行を進めております。また、4月には全戸にパンフの配布、広報による周知に努めているとの答弁がありました。

指定袋の試行について質され、7月中に納品され、8月から各自治会に届け、9月から試行の実施ができるよう考えている旨の答弁がありました。討論では、平成20年3月27日に、廃棄物減量等推進審議会で慎重な審議をされる中、家庭ごみ有料化は、ごみ減量のために住民の意識改革等に有効だと判断された。以降、担当課が全自治体との住民説明会の開催や住民懇談会を行う中、昨年12月議会で可決し、契約の締結も終わり、予算の執行を行っていることから、凍結には反対意見が出されました。

清掃センターの延命化を図るためにも、ごみ減量が大事であるため、さらに広報すべきとの意見が出されました。昨年4月から住民の協力により、ステーションでペットボトル、トレイ、廃プラ回収がスタートし、10月から段ボールでのごみ出し禁止が始まったことにより、ごみが減少している。もう少し検証すべきではないか。10月からの有料化により、住民負担を強いることになるために、凍結すべきとの賛成意見が出されました。

採決の結果、請願第1号は、挙手少数により不採択とすべきものと決しました。

発議第6号 平群町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について、審査結果を報告いたします。

本条例は、乳幼児等の医療費を、入院、通院とも義務教育終了まで助成するよう改正するものです。

質疑では、条例改正した場合の町の負担額について質され、現行では入院の

みが小学校卒業までで年間300万円と試算している。通院、入院とも中学校卒業までに拡充すると、現行制度と小学校通院と中学校入院、通院合わせて3,600万円の試算であるとの答弁がありました。

今回の発議に対する町長の所見を質され、第5次総合計画の提案理由にもあるように、当然、子育て支援の一環の施策であるという認識は持っている。いかに財源の手当てをするかが今後の課題であると思っている旨の答弁がありました。

採決の結果、発議第6号は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上が当委員会に付託を受けました審査の結果であります。よって、文教厚生委員長報告といたします。

平成25年6月14日

文教厚生委員会

委員長 窪 和 子

○議 長

ありがとうございました。

これより、請願第1号 家庭ごみの有料化実施の凍結を求める請願書の委員長報告に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。森田君。

○4 番

家庭ごみの有料化実施の凍結を求める請願書について、反対の立場で討論いたします。

私は基本的に、ごみ有料化には反対でございますが、昨年4月から実施しましたですね、ステーションでのペットボトル、トレー、廃プラなどの回収並びに10月からの段ボール出しの禁止の実績もまだ見ずに値上げしてることはまことに遺憾であると思うんですけども、あわせてですね、1,240筆余りですね、署名をいただいていることは重く受けとめなければいけないと思っておりますが、ただ、もう業者にも発注をしてですね、町当局のほうでスタートをしておりますのでですね、行政の混乱を避けるために、あえて苦渋でございますが、反対の討論とさせていただきます。

○議長

植田君。

○5番

私は、この家庭ごみの有料化実施の凍結を求める請願書に対して賛成の立場で討論をさせていただきます。

委員会でも言わせていただきましたが、平群町として、本当に本気でごみの減量に力を入れてき出したのは、昨年4月からのステーションでのペットボトルやトレイ、あるいは廃プラと言われる、いわゆる資源として使えるものの回収がスタートしたこと。このころからだと思っています。実際にステーションでのペットなどの回収が始まったことで、24年度は23年度に比べて、可燃ごみの量としては、前年度の92%に減っています。

その後、10月に段ボールでのごみ出し禁止が始まったこと、これによって、前年度と比べてみますと、10月から3月なんですけれども、88%に減少しているということ。そして、この3月からはですね、たまた段ボール自体も有価物で回収してもらうということで、ごみとしての回収はしなくなった。

これは2カ月ほどのデータなんですけれども、前年度と比べても85%に減っているという状況があります。

そういう意味では、行政側のやる気で、住民はそこに協力していく。そして、それが、いままさにごみが、少しずつではありますが、減っていくと、こういう状況につながっているというふうに思っています。

本来、ごみを減らすためにどうするかということが、この間議論されてきているわけでありましたが、そういう中で、行政側も体制の整備をする中で減ってきているわけです。当然、そういう意味では、もう少し様子を見るというのは、これは基本だと思います。いろんなこと、体制を変えるときに、通常、やはりその体制を変えたときに、どういう状況に変わっていくのか、その検証は必ずされるべきであります。今回の有料化については検証をせずに有料化するというものですから、そういう意味では、この間行われた住民説明会の中でも多くの住民の方々から、このことに異論の声が上がっていたわけでありまして。

全く検証なしで有料化をスタートするのはおかしい。こういう声が、私も地域を回っていて、たくさんお聞きをしました。今回、この請願書を提出するに当たって、賛同署名、最終的には1,246筆も添えて出ささせていただいています。そういう意味では、いま、住民の中には、やっとな分別をするという意識が芽生え始めてるというのかな。そういう状況の中で、それが意味、資源ごみの回収率が200%を超えるぐらいにたしかになっていると思うんですけれども、分別が進んできているという状況があります。そういう意味では、本当の

意味で減量とかエコということをしてですね、住民の中にその意識を芽生えさせて育てていく。そのために行政としてどういう手法をとるのかということが私は問われていると思います。

いま、こういう時代ですので、10月から年金は下げられる。来年4月からは消費税が上がるということも言われています。その上にさらに、行政のほうは三千四百、三千五百円の負担が増えるというふうに試算されているんですが、家族によっては5,000円を超えるという状況にもなりかねません。新たな負担が住民生活にのしかかるわけです。本来なら、住民の生活を守る立場でいけば、住民負担をせずにかんしてごみを減らしていくのか。そのために行政がどれだけ汗をかけるのか。ここが私は、いま、行政として求められているところだと思います。そういう意味では、この請願は大変住民の思いが、多くの住民の方々の、やはりそういう行政、10月からの実施を何とかやはり凍結してほしい。そういう込められた請願ですので、この請願については賛成をしたいと思います。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。馬本君。

○12番

私は不採択ということで討論させていただきます。

ごみ有料化につきましては、平群町の廃棄物減量等推進審議会、これにつきましては、第1回が平成17年3月17日に開催され、その後、平成20年3月に、僕はここが大事なことと思います。3月27日に委員長のほうから町長に答申がございました。ここにも委員長報告がありましたように、家庭ごみの有料化は、ごみ減量、住民の意識改革等に有効であると判断し、これを実施すべきという結論になりました。ということで、町長へ答申されておるわけでございます。その答申を受けられ、平群町の担当者は、平成22年5月27日から8月22日、自治会、44回自治会で御説明をされてるわけでございまして、実質40自治会のうち、会場は2カ所できないということで、住民懇談会で聞きますということで、38自治会を回られ、その後、住民懇談会の実施が平成22年に4回され、23年に1回、24年に7月22日に、6回をされて、そしてその昨年12月議会に廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正するという議案が提案され、賛成多数で可決をされた経緯がございます。それをもって、るる審議会の皆さんもそれに伴い、またいろいろいまも審議会を開催をまだいただいております。そういうこともあり、また住民にも、先ほど森田議員もおっしゃったように、袋の業者とも締結され、

住民には『MY TOWN平群』で周知され、いろいろもう準備にかかるとるわけでございます。

私はね、議会制民主主義においてね、私は賛成多数決となればね、私はそのとおり執行すべきだというふうに思います。よって、この凍結の請願については不採択と私はいたします。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、討論を終結します。

これより請願第1号 家庭ごみの有料化実施の凍結を求める請願書を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は不採択であります。請願第1号 家庭ごみの有料化実施の凍結を求める請願書を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成者挙手

○議長

挙手少数であります。挙手少数でありますので、請願第1号 家庭ごみの有料化実施の凍結を求める請願書は不採択とすることに決定しました。

次に、6月4日、高幣君ほか3名から提出されました発議第6号 平群町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について、撤回したいとの申し出があります。また、先ほど町長から提出されました議案第46号 平群町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例についても関連いたしますので、事件撤回請求書、発議第6号 平群町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について、議案第46号 平群町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例についてを日程に追加し、追加日程第1 事件撤回請求書、発議第6号 平群町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について、追加日程第2 議案第46号 平群町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。

追加日程第1 事件撤回請求書

(発議第6号 平群町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について)

を議題といたします。

高幣君から、事件撤回請求書、発議第6号 平群町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例についての理由の説明を求めます。はい、高幣君。

○7 番

発議第6号の撤回について説明申し上げます。

本日、町長より議案第46号が提出され、発議第6号と提案趣旨は、ほぼ同様ですが、私どもの提案の中の15歳というのを16歳と変更されており、この内容から見た場合、発議第6号よりさらに若年世帯の転入促進と転出防止につながる、まちの安心子育てを推進するものであると判断し、発議第6号を撤回いたします。よろしく願いいたします。

○議 長

お諮りをいたします。

ただいま、議題となっております事件撤回請求書、発議第6号 平群町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例についてを許可することに異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。事件撤回請求書、発議第6号 平群町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例についてを許可することに決定いたしました。

次に、

追加日程第2 議案第46号 平群町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。はい、福祉課長。

○福祉課長

議案第46号 提案理由説明

○議 長

はい、町長。

○町 長

提案の補足をさせていただきます。

本年4月より平群町の今後10年間にわたるまちづくり指針であります第5次総合計画がスタートいたしました。この中の重要な課題として人口問題を挙げ、その対策として五つの重点施策を掲げております。

そのどれもが大変大切な施策であり、いずれの施策においても取り組みを始めているところがございますが、中でも、安心の子育て、確かな教育の分野におきましては、幼保一体化に向けて施設整備や運営体制の確立に取り組んでいるところであり、また、西、東の小学校再編成並びに東小学校の大規模改修工事を実施しているところでもあります。

これらの子育てや教育環境の充実政策は、住民アンケート調査における20代、30代の若い世代からの回答にも如実にあらわれています。

一方、今回の子ども医療費助成事業の大幅な拡充につきましては、財政状況が厳しい本町にとりましては、非常に勇気を伴う状況でありました。しかし、社会情勢を見れば、住宅については消費税増税前の駆け込み需要が発生しており、また、先般、県において乳幼児医療費助成の拡充が表明されている状況がございます。また、これらの状況に加えて、先般来の議会における議論の中でも、この事業に対して大きな期待が寄せられていることも十分に理解したところであります。

私といたしましては、来年度から実施予定の定住促進交付金制度との相乗効果も期待しつつ、この機会を絶好の機会と捉え、子育て支援と教育環境の充実を、我がまちの大きな強みとするために本議案を提出する次第であります。議員各位におかれましては、御理解くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○4 番

いま、担当から、町長から御説明ありましたんですけども、議員発議のですね、15歳からだったものを16歳に変更。施行期日が変わっておりますね。その意味合いをちょっとお尋ねしたいんですけど。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

議員発議の15歳に対して16歳ということで、町長が提案します議案につ

いて1歳増えてる。これは、この間の一般質問の論議でもございますように、他と同等の対応であれば、効果を見るできないという議員の意見も含めてございました。そして、平群町としては、最大限、いまできる中での努力ということで、年齢の引き上げをさせていただいたという次第でございます。

施行期日でございますが、まず、県下でもここまでの対応というのはほとんどございません。山添は山間の中での過疎対策ということで高校まで対象にしておりますけれども、平群町でこれをやっていくに際しては、もともとのシステム改修等も含めて、大幅な改正に対する取り組みが必要になってまいります。そうになってまいりますと、既存の中学生までの対応であれば、1月1日、4月からさらにさかのぼっての対応ができますが、この年齢に対応していくとなつてきますと、4月1日を目指して、その準備にかかっていくということが精いっぱいでございますので、その点については御理解を願いたいというふうに思います。

○議 長

森田君。

○4 番

先般の委員会のときでもですね、町の負担が3,300万上乘せになるんですという御報告を受けておりますが、1歳延びることによってですね、もくろみをお尋ねしたいんですけど。金額。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

大まかには、先の論議の中でも説明をさせていただきました、中学3年間増える分だけで、900万かかるというふうに、大まかに説明をさせていただきました。単純計算で、要するに1年分でございますので、その3分の1、300万、しかし、対象となってきます16歳に達した年の3月31日までの中には、一つは要件的に義務教育を終了された方、自分で独立し就労される方もございます。健康保険の被保険者になられる方も含めてございますし、また、民法上も女性の場合は16歳から結婚される。養育される子どもから外れる方もあり得ると思いますので、さらに対象の方は減ってくるとは想像されますが、まだ正確な数字は把握しておりません。単純には300万までだというふうに判断をしております。

○議 長

森田君。

○4 番

総額で幾らになるかとお尋ねしてるんですけど。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

申しわけございません。既存の制度の300万を除きますと、上乘せが中学校までで3,300万、それと今回の16歳までの分、1年分を加算をしますので、3,600万ということになってまいります。

○議 長

森田君。

○4 番

非常にありがたい制度だというふうに、条例改正案だと思うんですけども、町の財政からするとですね、3,600万というのは、町長も委員会のところでも述べておられますが、財政の手当が課題だという表明をされておりますね。これ以外にですね、我が町はですね、固定資産税の超過税率もろもろがですね、ほかの市町村に比べて見劣ってる制度も残ってるわけなんですけど、その辺のことについても、安倍政権じゃないんですけど、第2の矢、第3の矢が出てくるというふうに期待してよろしいのでしょうか。

○議 長

町長。

○町 長

現在、9月の決算審査に向けましてですね、決算の分析並びに今後の財政見直し、そしてまた対策に取り組んでおるところでございます。いずれにいたしましても、25年度は24年度よりも厳しい状況でございます。議員各位もそれは御承知のとおりであります。中期的なスパンにおける見直しも含めて財政基盤の確立に取り組んでいかなければならないというふうに考えております。いま現在進めております小学校再編成あるいはまた東小の大規模改修、幼保一体化による子育て支援、そういったものと、この事業、そしてまた定住化促進交付金などの事業をあわせてですね、相乗効果を出していきたいというふうに思っております。そのことによりまして、まちの定住促進に努めていけるのかなというふうに思っております。そんなことで、いま、直ちにこの財政、財源がどこにあるかと言われますれば、なかなか非常に難しい状況でございます。いずれにいたしましても、議員の皆さんの御協力をいただきながら、平群町のまちの活性化に頑張っていきたいというふうに考えておるところでございますので、どうぞ御理解いただきますようお願い申し上げる次第でございます。

○議 長

森田君。

○ 4 番

町長の決意、よくわかりました。財政の見通しもないけども見切り発車という
ことで理解させていただきます。

○ 議 長

山口君。

○ 6 番

一 昨年のね、12月で請願そのものは2件に分かれてましたが、両方で5,000筆以上の住民の皆さんの署名も添えて出され、議会では圧倒的多数で可決、採択された。それを受けて昨年8月から入院については小学校卒業まで。できたらそのときに、小学校卒業までと言う声も多かったんですが、財政的な理由で今日まで来たわけです。本来なら、1年待ったわけですから、ことしの当初予算でこれを出されたほうが一番よかったかなと私は思うんです。そのことは別にして、先ほど、課長のほうからシステムの関係があって来年までできない。そんなばかげたことはないでしょう。三郷町は一昨日ですか、議会が先週かな、始まった日にですね、いま、小学校6年生までやってる。それ昨年の12月からですよ。ことしの10月からもう中学校ってやるんでしょう。中学校までシステム改修変えんのも、高校1年に変えるのも、そんな変わらんでしょう。15を16にするだけです。だから、それはちょっと理由にはならないでしょう。財政的な問題でできるだけ年度をまたがってということなんですよ。もうそれは素直に答えられたほうがいいですよ。今回の議会には、結局事前で提出したため、議長のところでも撤回を私のほうは出してですね、結局小学校までの入学で最初だしたやつが、最終高校1年までということになるわけですね。これは本当にいいことなんです。町長おっしゃったように、私はそのことで、本当はもうちょっと時期はね、4月からじゃなくて、少しでもやっぱり早くやってほしい。昨年の三郷の事例を見てもわかるように、三郷町は初め、小学校卒業まで1月とか2月とか言っていたのを、12月に前倒しした。だからシステムができ次第というようなことで前倒ししたんです。だから、平群町の場合もね、いま、6月議会で町長がせっかく出されたんだから、もうちょっとやっぱり早目にね、本当は日にちをしていただきましたかったなど。それでも16歳までということなんでね、それは大いに歓迎すべきことですので、そのことはいいんですが、さっきおっしゃった、それともう一つ。高校1年になったら300万増えるとおっしゃたけれども、山添の事例で見るとね、もう高校生になれば、一緒なんです。ほとんど増えないというのがね、山添の議員から聞いている話です。金額的には。だから、本当なら中途半端な高校1年でな

くね、高3までやっていただければ、本当にね、奈良県では山添だけです。でもね、きのうのNHKで、岡山県的美咲町取り上げられてましたけど、きょうやったかな、きのうやったと思いますけど、そこも子育てで高校生まで。3人、4人の子どもがいる家庭が非常に増えたということでね、それだけの事業じゃないですけども、あるもんですから、そういうことも含めて今回ののは財政的に厳しい状況が出るかもわかりませんが、それは当然ね、近い将来、好循環になればですね、私は返ってくるというふうに思ってますんで、ただ、さつき森田議員のほうから質問あったんであれですけども、先ほどのシステムを理由にされたのは、ちょっと私は訂正していただきたい。何ぼ何でもそんな理由で8カ月もかかるなんて、絶対そうなんだっておっしゃるのであれば、それでいいですけども、そこはもう一度答弁してください。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

議員おっしゃるとおり、確かに簡単に年齢を入れかえればできるというシステムであればいいんですが、現行のいまのシステム、これは平群町が小学校卒業までの入院のみを対象にするというふうにシステム改修をさせていただきました。その際、システムとして追加的に補足したのは、斑鳩町で先に中学校卒業までを対象にしたシステム。これは日本電算がシステムをつくっておりますが、それをインストールしたという経緯がございます。ですので、いまのシステム上、高校まで、要するに16歳であろうが18歳であろうが、それを超える部分については、新たにシステム改修を是が非でもしないといけないというのがまずございます。もう一つ、議員おっしゃったみたいに、それはお金の問題もないとは申しませんが、システムについてはこれは事実でございます。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。馬本君。

○12番

反対討論ちゃうねんで。それは勘違いせんといて。

町長ね、財政、非常に厳しいです。先ほど山口君も言うてたように、来年4月1日からという意味も私もわかります。それで25年、26年度は非常に厳しいです。タウンミーティングの財政の将来性見てたら、確かに厳しいです。しかし、人口問題並びに子育て、いろんな関係、定住、いろんなことを鑑み、よくね、町長、そこまで踏み込まれたなというふうに一言私は感謝を申し上げます。それで、来年の4月1日施行でございますが、来年の26年度予算につきましては、いろんなことを把握しながら、おそらくその財源を求めていかれると思います。それについての課長はシステム云々の問題もそれはいろいろあると思いますけども、町長として、やっぱり全体を見て財源を生み出してこないかんで、ということも私はそういうふうに察知してます。しかし、塚本君言うたのは、資格証の、またいま入院だけやから、新たにまたとり直してとか、それとか国保連合会から今度送ってくるレセプトと違うかな。国保連合会から送ってきたやつチェック。何万点って将来出てくると思います。それに対するチェックもやっぱり職員の体制もまた私は考えないかかなと思って塚本君がおっしゃってることもある意味をかねて、先ほどその部分だけ述べられたと思うんやけど、それは別としてね、町長、本当に私、この山添しかやっていない高校をね、生駒郡では今度三郷されます。斑鳩はもう、されてます。平群は今度来年4月からされますけども、一步、肩並びやなしに、一步抜いた町長のその熱意に私は感謝をし、並びに評価をしております。私個人といたしましても、財政をつぶすわけにはいきませんので、平群町の財政、赤字財政になったら大変でございますので、私、議員としては極力議会でいろんな議論を各委員会でもされまして、その財政安定化のために、町長、より一層御尽力を賜りたいなということ言うて、賛成討論といたします。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第46号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案のとおり可決することに決しました。

4時15分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午後 4時00分)

再 開 (午後 4時16分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

午後6時まで時間延長いたします。

日程第8 認定第1号 平成24年度平群町水道事業会計決算の認定について

は決算審査特別委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。はい、奥田君。

○決算審査特別委員長（奥田幸男）

決算審査特別委員会委員長報告をいたします。

去る6月4日、平群町議会第3回定例会本会議において当委員会に付託を受けました平成24年度平群町水道事業会計決算の認定については、次のとおり審議の経過及び結果を御報告いたします。

平成24年度水道事業における事業内容は、平成24年度の給水件数7,685件で、23年度より38件(0.5%)の減となりました。また、年間総配水量は228万345立米で、23年度より5,756立米(0.25%)の増となり、また有収水量は204万6,991立米と、23年度より4,199立米(0.2%)の減となりました。有収率は89.8%と、23年度に比べ0.4ポイントの低下となっております。県営水道の受水量は192万8,365立米と、23年度実績より1万9,453立米の増となりました。

決算の状況は、前年度同様、税抜きで報告されております。まず、収益的収支については、営業収益4億3,375万6,471円、営業外収益、2,673万4,960円で、収益全体では4億6,049万1,431円となりました。23年度決算と比較すると、営業収益で0.03%、12万2,635円の減、営業外収益で16.2%、516万8,804円の減、全体では1.

1%、529万1,439円の減収となりました。

一方、費用では、営業費用が4億5,360万3,504円、営業外費用で689万358円、費用全体では4億6,118万9,465円。23年度決算と比較すると2.3%、1,041万3,069円の増となりました。収支差し引き（税抜き）で69万8,034円の純損失となりましたが、前年度の繰越欠損金が1億2,775万9,036円計上されており、結果、1億2,845万7,070円の未処理欠損金となり、翌年度に繰り越すことになりました。

資本的収支については、収入では、公共下水道工事に伴う竜田川団地第2工区水道管移設工事ほか7件の工事負担金3,680万2,900円、上庄企業誘致地区排水工事に伴う企業債890万円であります。

資本的支出では、建設改良費で8,035万200円。主なものは、公共下水道工事に伴う竜田川団地2工区水道管移設工事ほか8件で、6,498万3,000円、水利権で750万円、委託料ほかで786万7,200円です。企業債償還金として1,878万6,466円で、合計9,913万6,665円となり、5,343万3,766円の支出超過となりましたが、これは損益勘定留保資金をもって補てんされています。以上が平成24年度水道事業決算の概要です。

審議の主な内容は、県との協議の中で県営水道に移行することにより、施設更新の施設リストの中で対応しなくてよくなる施設があるか、また金額は確定していないかとの質疑があり、県営水道に移行することになると、藤城池の貯水池、横原浄水場の一部については、施設の更新が不要になってくる。自己水の約40万トン分をなくして県水を入れることになることから、県との協議も必要となるが、送水ルートも若干変わってくる。計装機器類や受電設備などにも変更が生じるため、もう少し精査する必要があるとの答弁がありました。

耐用年数の経過により電気設備が故障した場合、直ちに供給できない地域があるかとの質疑では、基本的には設備については本来メーカーなどが更新する時期として推奨されている時期をほとんどオーバーしている。問題になるのは、特に古い1978年の設置で、一つの機械類の中で個々の部品が既に生産中止になっているものが結構含まれており、これが故障した際には、基本的には修理などするのに長期間かかり、特に中央受水場でポンプ盤や受変電設備が故障すると、広範囲にわたって断水が生じるとの答弁がありました。

給水件数が減り、年間総排水量が増えている。また、有収水量は減っており、結果、有収率が0.4ポイント減になった。また県の受水量は増えていることの要因についての質疑では、一つは西宮と梨本で自己水の井戸のしゅんせつ工

事が各1カ月ほど要したことにより、取水が停止されている時期がかなり長かったこと、また西宮浄水場の濾過タンクを逆洗浄する際の排水先水路の整備工事中に約3カ月、浄水を停止していた。それと、24年度中に大きな赤水発生があり、赤水を水道管の中から排除するための洗管作業を行ったことや、宅内漏水の件数も23年度の137件から216件に24年度は増えており、漏水による減免措置を行ったことが有収率も下がった要因であるとの答弁がありました。

営業外収益では、前年度比16.2%の減で、主な要因は給水工事負担金にかかわるものだと考えられるが、今後の見通しと費用のほうで、前年より支出が増えた主な要因について質疑があり、営業外収益の給水負担金については、平成22年度で件数は58件、23年度で53件あったのに対して、24年度は37.5件となった。この給水負担金の半分ほどが菊美台の地区であり、菊美台以外で開発がない限り、給水負担金の増加は見込めないとの答弁がありました。また、費用については、主なものとして、委託料について、平成26年度の予算から始まる新地方公営企業会計制度に向けた委託業務を24年度の補正予算で、約200万円、賃借料では、23年度途中で料金システムのほうを入れかえたことによる料金システム賃借料が増となったとの答弁がありました。

監査委員審査意見書の中で、施設の維持管理費用のさらなる削減に努める経営改善を強く求めると指摘されているが、今後の経営改善についての質疑があり、基本的には、維持管理費用を削減できる余地があると考えている。機械類、システムなど、委託料、保守点検委託料など特殊なものがほとんどで、契約などの競争原理がなかなか働きにくい部分があるが、これまで以上に競争原理を働かすような入札の方法を考えていくとの答弁がありました。

給水停止等々の対応についての質疑があり、平成24年度の給水停止などの状況は督促状、催告状を送った以降の未納者に対して給水停止予告を出している。延べ件数で45件、その後、給水停止の通知が35件、それでも納付されなかった場合、給水停止としている。給水停止の執行状況は14件で、3月末時点で給水停止中が2件であるとの答弁がありました。

不納欠損の取り扱いについての質疑では、不納欠損金額20万467円で、7件の不納欠損を行った。1件については破産法に基づく不納欠損、その他6件については時効期間等の満了と所在不明ということで、不納欠損を行ったとの答弁がありました。

平群町と県営水道の耐震化についての質疑では、機械類は更新をしていかなければならないが、特に中央受水場に関しては、水道庁舎の中に計装機器類があり、それらを更新したとしても水道庁舎が崩壊することがあっては費用は無

駄になる。本年度は水道庁舎の耐震について診断を行い、必要であれば耐震工事も行っていないと考えている。また、自己水にかかわるような浄水場関係の施設については、平成29年度あたりを一つの区切りとして、自己水の浄水場関係の施設をどうするのか、県水に移行するのかということも結論を出していく。県水に移行するとすれば、浄水場関係の施設を耐震化する必要がなくなってくるため、そういったことを包括しながら考えていくとの答弁がありました。

また、奈良県の県営水道の施設関係では、浄水池の耐震補強に関しては、平成25年度中に耐震化が完了し、県の送水管は約7割以上耐震管が設置されている。残りの管路については、県で耐震診断をされており、阪神淡路大震災クラスの地震には耐えられるだけの耐震性能があるというふうに聞いている。県では一部の施設が被災したときには、浄水場間で水を融通できるような連絡管や、重要な路線の複線化によるネットワーク化を進めており、複数系統からの送水が可能になってくる。電気関係については、発電などについても整備されており、県水の水をためておく調整池は貯留水だけで、設備が稼働しなくても、給水が6時間程度は可能で、いま時点でほとんど耐震化については完了していると聞いているとの答弁がありました。

29年度に向けて、県水単独の移行や耐震化も含めて、今後検討していくとのことだが、24年度の自己水の費用と、25年度の県水の購入価格、それと平群町の建物の耐震化、水道管の老朽化も含めた取りかえ及び耐震化の費用の見通しと今後の考えについて質疑があり、24年度決算における自己水の原価は、1立米当たり、108円かかっている。県営水道の単価は140円で購入しており、自己水で賄うほうが費用的には安くなる。25年度の予算では、2段階の料金制度になり、1段階目までは1立米当たり130円、2段階目が基準水量をオーバーする分が90円、24年度の県からの受水量で換算すると、1立米当たり127円程度になる。耐震化の費用については、計装機器類、機械類、建築物も含めて総資産額は220億円程度の資産が存在しており、再構築するためには220億円程度かかる。計装機器類受電設備費については、本来、更新時期をはるかに過ぎており、今後大きな更新時期が到来するのは、平成33年度から平成39年度にかけてであり、その時期になると、毎年度約12億円から13億円を6年間連続して更新していかなければならない。年数がたった水道管は優先順位をつけ、漏水状況も見ながら重要な路線から更新していくことになるとの答弁がありました。

討論では、この間ずっと県水の単価が下がった分を住民に還元すべきだという立場で私たちは議会でも委員会でも主張をしてきた。こういう意味では、こ

の24年度決算を見ても、その対応がなされていない。いま、住民生活が厳しいときなので、県が下げた分ぐらいは住民に還元すべきではないかと思う。24年度の5円下がった分で、影響として約960万円が県水の費用が削減されており、これは昨年の決算のときにも言ったが、給水件数で割れば、1,200円程度であり、1カ月分の基本料金を住民に還元できるものだと思う。そういう意味では、住民生活を考える上で、行政として棚ぼた式に県の単価が下がった分は住民に還元すべきという立場から、予算を含めて反対をしているので、決算についても反対をしたいとの討論がありました。耐用年数の倍も3倍も使用し、いつ何どきダウンするかもわからないという状態で、住民に良質な水を供給していくという業務はとても大変なことである。不測の事態が発生したときのために、できれば特別積立金のようなものを積み立てていただきたい。また、水道料金の未収についても、一生懸命努力されており、徴収体制についても、ほかの部門に協力をお願いして、本決算の認定は賛成をするとの討論がありました。

県は耐震化がほとんど終わっているが、平群町ではできていない。これまで配置されていた送水管などがほとんど老朽化しており、管の入れかえ、計器類の取りかえも行わなければならない。そんな中で、災害時、いかに住民に最低限の飲料水を供給することも含め、今後、投資せざるを得ない。県水が値下げされても、現実的に今年度は10年ぶりに、約70万円近い損失を出している。この要因は、有収水量の減、有収率の減に対して、県水の実績が増えたことである。これは工事によるものがあるが不用水が増えたということであり、今後、管理をしっかりとさせていただくことをお願いして賛成したいとの討論がありました。

採決の結果、挙手多数により、原案どおり認定することに決しました。

以上が当委員会に付託を受けた議案審査の結果であります。よって委員長報告といたします。

平成25年6月14日
決算審査特別委員会
委員長 奥田幸男

○議長

認定第1号についての委員長報告に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて討論に入ります。植田君。

○5 番

24年度の水道決算については反対をさせていただきます。

委員会のときにも述べさせてもらいましたが、22年度から24年度の3年間、県の県水の単価が5円引き下げられた。この間、私たち共産党議員団は、本会議でも、あるいは委員会でも、県が下げた分ぐらいは住民に還元すべきではないかと、こういう立場で議論をしてきたわけであります。

そういう意味では、24年度もその対応がなされなかったという問題、それと、影響額として決算委員会の中でも言われましたが、24年度については、約960万円ぐら이가県水の費用の削減がされたというふうになっています。そういう意味からも、少なくとも1世帯、1件当たり1カ月分の基本料金ぐらいは下げれる金額であることから、やはり住民の生活が大変なときに、棚ぼた式に、何の努力もなく、県のほうが単価を下げてくれた分ぐらいは住民に還元すべきだという立場から、予算でも反対をしてまいりましたので、その予算に基づいた今回の決算についても反対をいたします。

以上です。

○議 長

高幣君。

○7 番

認定に賛成の立場で討論をさせていただきます。

平群町は、今議会も、皆さん方御承知のとおり、人口減少の話題が非常に増えたわけなんですけど、やはり、世帯数が伸びてないという実態はこのとおりであります。そこで、私は思うんですけども、今回の委員長報告を聞いておりましたが、水道の施設の老朽化っていうものが浮き彫りにされてきております。しかし、この浮き彫りされた老朽化施設を、今後いかに企業運営って言うんですか、企業経営をしていくのが水道事業の根幹ではないかと。こんなふうに考えます。

そういうふうな観点から見ても、これからの経営については安定した経営を図り、そして何か考えないといけない。それは老朽化を考えないといけない実態でありますけれども、ただ、今回、いろいろとお話を聞いておりましたが、これから大事なことは、やっぱり町民の皆さんに安定した水を供給するという、この施設の維持に努めることだと私は思っております。

また、最近の天変地異という、大きないろんなことが起こっております。そ

ういうことに関しては、県のほうについては、きょうの委員長報告の中でも聞いておりましたら、ある程度の対策は立てられてると思うんですけども、平群町の水道事業については、まだまだ不安定な要素がございます。そういう意味では、この水道事業の経営について、さらに安定化を求めて、そしてそういうことに対しての力が発揮できるような水道事業をお願いをしたいと思います。

また、直近の話になるかもしれませんが、今夏の気象状況を見ますと、ひょっとしたら大変な節水という問題が出てくるかもわかりませんが、しかし、県水の供給というものに期待を私はいたしております。特に、平群町だけでやっていけない場合は、これからも県水の御協力を得ることによって安定した供給をしていただく、これを条件で私はこの水道認定については賛成の立場で討論申し上げます。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第1号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告どおり認定することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手多数であります。よって、認定第1号 平成24年度平群町水道事業会計決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

続きまして

日程第9 発議第7号 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の
早期制定を求める意見書（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは朗読いたします。

発議第7号

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の早期制定を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成25年6月14日

提出者 窪 和 子

賛成者 高 幣 幸 生

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の早期制定を求める意見書（案）

我が国では、障害者基本法第4条において、障害者に対する差別の禁止が規定されているものの、行政機関や民間事業者等による差別的取り扱いの禁止行為や差別解消のための具体的な対応など、同規定の実効性を確保する措置等を定めた法律が制定されていません。

一方、現在、アメリカ、EU、カナダ、オーストラリア、韓国、インド等の多くの国々で障害者に対する差別禁止及び障害者の社会参画の権利等を定めた法律が制定されています。また、国内においても北海道、岩手県、千葉県、熊本県、さいたま市、八王子市等の地方自治体が障害者に対する差別禁止に係る条例等を制定しています。また、現在、約130カ国が2006年に国連総会で採択された障害者権利条約の署名、批准を終えておりますが、我が国は同条約との法的整合性を担保する法律制度の整備が十分ではないため、同条を批准できていない状況が続いています。

こうした国内外における状況を踏まえ、国においても障害者自立支援法の改正や、障害者虐待防止法の制定、障害者基本法の改正など、障害者に係る施策の充実を図るための法整備が進められてきたところです。

去る4月26日に政府から提出された障害者基本法第4条の規定を具体化する障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案（通称：障害者差別解消法案）は、これまでの国における取り組みの集大成とも言えるものであり、多くの障害者や関係者から同法の早期施行が求められています。また、同法の施行により、我が国の障害者権利条約の批准のための環境が整うことにもなります。

よって、国会及び政府に対し、次の事項の実現を強く要望します。

記

1 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案」の早期成立、施行を図り、保養、教育、公共交通、医療、役務の提供など、あらゆる分野における障害者の権利利益を侵害する社会的障壁の除去に努めるとともに、障害者が

社会参加するための環境整備を一層進めること。

2 本法制定後、本法律に基づき、政府全体の方針として定める「障害者の差別の解消の推進に関する基本方針」並びに同方針に即して行政機関や地方公共団体等が定める「職員のための要領」及び各事業分野を所管する主務大臣が定める「事業者のための指針（ガイドライン）」については、障害者や関係事業者等の意見を最大限尊重し、十分に反映したものとすること。

3 障害者が差別により制限された権利を速やかに回復できるよう、既存の紛争解決機関等の活用の推進も含め、相談及び紛争防止・解決のための体制の整備、拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

○議 長

提出者の趣旨説明を求めます。窪君。

○8 番

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の早期制定を求める意見書（案）に対する趣旨説明をさせていただきます。

ただいま、事務局長に朗読していただきましたが、我が国では、障害者基本法において、障害者差別の禁止が規定されているものの、障害者の差別解消のための具体的な対応などを定めた法律が制定されておられません。そのため、国連の障害者権利条約を批准できない状況が続いております。政府は4月26日、国連障害者権利条約の批准に必要な障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案、障害者差別解消法案を閣議決定し、国会に提出をいたしました。これまでの国における取り組みの集大成とも言えるものであり、多くの障害者や関係者から法律の早期制定・施行が求められております。そこで法律の早期制定を図り、あらゆる分野における障害者の権利、利益を侵害する社会的障壁の除去に努めるとともに、障害者が社会参加するための環境整備を一層進めることなどを強く求める意見書を提出いたしました。

どうか皆様の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明とさせていただきます。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

続いて、これより討論に入ります。植田君。

○ 5 番

私のほうからは、この意見書案に対しまして、一言意見を述べて賛成をしたいと思っております。

意見書の前段の部分、説明文の中の中段以降のところなんですけれども、国において障害者自立支援法の改正や障害者虐待防止法の制定云々とあり、障害者に係る施策の充実を図るための法整備が進められてきたところですが、この障害者自立支援法、これは自民・公明政権が実施した自立支援法は、もともと障害者が生きるために不可欠なサービスを益と見なして、原則1割の応益負担を強いる生存権侵害の悪法でした。これに対して、全国で14の地方裁判所において、障害者71人が違憲訴訟を起こして大きな運動へと発展しました。その後、民主党政権下のときに、自立支援法導入が障害者、家族、関係者に対する多大な混乱と生活への悪影響を招き、障害者の人間としての尊厳を深く傷つけたとして、国が心から反省を表明し、この法律の廃止を明記した基本合意というのがなされ、その後、違憲訴訟の原告、弁護士と締結された和解が成立しました。その後、この基本合意を受けて、障害者を保護の対象から権利の主体へ転換することなどを理念とした新法に向けて骨格提言が発表されました。ところが、その後、民主党政権は民主、自民、公明路線を加速させ、自立支援法の看板をかけかえただけで、応益負担などの根幹部分を温存した障害者総合支援法を成立させました。このことから、障害者に係る施策の充実を図るための法整備が進められてきたこととは言えないということだけは申し添えて、この意見書に賛成したいと思います。

以上です。

○ 議長

ほか、ございませんか。高幣君。

○ 7 番

賛成の立場で申し上げます。

いま、世界的な流れの中で、いろんなことが日本にも要求されてきております。当然、そういうことは当たり前の話でありまして、当然、考え方を変えなければならぬところは速やかに考え方を変えていくと。こういう態勢が必要だと私は思います。まず、そういう意味では、いま遅れている環境整備について、いかにしていくかを、これは急務の問題でありますので、あえて言うならば、こうして地方自治体としても、これから考えていく立場にもありますので、この意見書については、私は賛成の立場で申し上げます。

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論は終結いたします。

これより発議第7号について採決を行います。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決し、関係行政庁へすることに決しました。

続いて

日程第10 発議第8号 公的年金の2.5%引き下げの中止を求める意見書（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは朗読いたします。

発議第8号

公的年金の2.5%引き下げの中止を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成25年6月14日

提出者 山口 昌 亮

賛成者 植 田 いずみ

公的年金の2.5%引き下げの中止を求める意見書（案）

政府は昨年11月、国会で成立した年金削減法に伴って、ことし10月から1年半で年金額を2.5%減らします。これは高齢者にとって、到底容認できるものではありません。

年金額は物価や賃金の変動に応じて改定されます。平成12年以降、年金額は2.2%減らされました。ところが、政府は物価がもっと下がっているとして、さらに2.5%減らすとしています。しかし、物価が下がったといっても、主要な要因はパソコンやテレビなどです。高齢者に身近な食料費や水光熱費などは、むしろ上がっています。その上、国民健康保険税、後期高齢者医療の保険料、介護保険料の値上げは物価には反映されません。

安倍政権の経済政策（アベノミクス）では、物価を2%上げるとしています。しかし、物価が上がっても年金額が上がるとは限りません。これは物価が上がっても現役世代の賃金の伸びが低いときは、低いほうの賃金に応じて年金額が改定されるからです。つまり、物価が2%上がっても、賃金の伸びがゼロなら、年金額も据え置きになるのです。

さらに、年金額2.5%の削減の後には、平成16年の年金改定でできた年金削減策（マクロ経済スライド）が待っています。これは、年金額を毎年0.9%ずつ減らしていく制度で、物価や賃金が1%上がっても、年金額は差し引き0.1%しか上がりません（4月25日参院での安倍首相答弁）、実質的な年金額は目減りします。これを厚生労働省は21から35年間にわたって下げ続けていく見通しを発表しております。これらは遺族年金や障害者年金などのあらゆる公的年金や、これに連動している児童扶養手当、特別児童扶養手当などにも影響が及びます。

既にことしから、昭和28年4月2日以降生まれた人は、退職時、年金ゼロという事態が始まるなど、現役世代にも影響が出ています。その上、支給開始年齢を68から70歳に先延ばしすることも検討しています。このように、年金2.5%の削減は、際限のない年金削減への入り口となっています。

以上のことから、政府に対し、下記の事項について早急な対応を求めるものです。

記

- 1、公的年金の2.5%引き下げを中止すること。
- 2、マクロ経済スライドを導入しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上でございます。

○議長

提出者の趣旨説明を求めます。山口君。

○6番

公的年金の2.5%引き下げの中止を求める意見書の趣旨説明を行います。

いま、局長のほうで朗読してもらった内容のとおりなんですが、つけ加えればですね、この間、アベノミクスということで、株価乱高下、それに物価は特に生活部分、食料関係で相当値上がりをしているのが連日ニュースでも流されています。そういう中で、庶民、特に年金生活者、そんなにたくさんもらっているわけではないのにですね、この間どんどん引き下げを行うというようなことが行われ、さらにですね、ことし10月から1%、来年4月さらに1%ですね。その後また0.5%と、既に2.5%引き下げることを決めておりますし、こ

ういうことが行われれば、いまでも大変な生活の中で、さらに大変になってくる。またこの後ろのほうにも書いてますように、年金の支給については、ちょうど私の年代がそうなんですけれども、来年3月退職者からはですね、60歳になる人からはですね、厚生年金部分が61歳からになるというようなことも行われますし、そうすると、年金が全くない部分も出てくるわけですね。このように、年金制度そのものの改悪がですね、どんどん進められて、やっぱりこれは歯どめをかけるためにもですね、地方からこういう国の年金生活者の生活を痛めつけるような制度は中止を求める。そういう声を上げることが大事だと思いますので、議員各位にはですね、ぜひ賛同をお願いしたいと思います。

以上です。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

続いて、これより討論に入ります。窪君。

○8 番

公的年金の2.5%引き下げの中止を求める意見書(案)について、反対の立場で討論をさせていただきます。

日本は急速に少子高齢化が進み、高齢化率は平成22年の23.1%から平成67年には40.6%に上昇し、1.2人の現役世代で1人の高齢者を支える超高齢社会を迎えると言われております。

平成21年度の社会保障給付費は、99兆8,507億円で、この10年間で約1.3倍の規模に拡大しており、年金が占める割合は51兆7,248億円で、社会保障給付費の51.8%を占めております。平成37年には、年金の給付費は61.9兆円に達すると推計されています。こうした超高齢社会において、現行の年金制度を維持し、安定的な制度設計が必要であることは言うまでもありません。

年金給付額は、マクロ経済スライドという少子化等の社会経済情勢の変動に応じて、給付水準を自動的に調整する仕組みになっております。年金額の調整を1人当たりの賃金の伸びや物価の変動を基礎として、現役人口の減少や平均寿命の伸び率などを考慮して、年金改定幅の抑制を行うもので、物価が上がれば年金額が上がり、逆に物価が下がれば年金額も下がります。このマクロ経済

スライドが平成17年度から採用されていますが、平成11年から13年には物価が大きく下落したことや、長引くデフレ経済下における厳しい経済情勢の中において、高齢者に配慮した特例措置として、支給額の据え置きが行われました。これにより、現在の年金額は、本来の給付水準より2.5%高くなっており、この特例措置による過払い額は、累計で7兆円に達しており、特例水準を解消するまでの追加額はさらに2.6兆円が必要とされています。日本の年金制度は、現役世代が現在の高齢者を支える公的年金の仕組みになっております。このようなことから、将来への負担の先送りを回避し、若い世代の将来の年金確保につなげるためにも、特例水準を解消し、年金財源の安定化を図ることが必要であり、支える側も支えられる側も年金加入者がお互いに助け合って、みんなが受給できるように、この年金制度を継続させることが大切ではないでしょうか。当然、ぎりぎりの生活をしている高齢者の方々へは十分に考慮していかなくてはなりません。今回、国で低所得者の年金受給者に対して、給付期間に応じて、最大月額5,000円を支給する年金生活支援給付金という支給する法案も可決をいたしました。年金生活者には一定の配慮がなされています。物価が下落する中で、本来の水準よりも高い年金が払われていたことを考慮すれば、現行の年金制度の持続可能性の維持や世代間の負担の公平性を図るために、特例措置の是正を実施することはやむを得ないと考え、公的年金の2.5%引き下げの中止を求める意見書案に対する反対討論とさせていただきます。

○議 長

植田君。

○5 番

公的年金の2.5%引き下げの中止を求める意見書案について賛成の立場で討論させていただきます。

高齢者にとって生活の糧となる年金の引き下げは、死活問題にもつながりかねない事態です。現在、食料品を含む生活用品などの値上がりが始まっています。また、値段が据え置かれているものは中身が減っているなど、国民生活にその影響が出始めています。その一方で、所得が一向に上がらないのが実情です。意見書にも書かれていますが、物価が上がっても所得が上がらなければ年金は据え置かれ、生活はますます厳しくなります。その上、マクロ経済スライドの導入や、あるいは来年4月からの消費税の増税ということを言われています。そういう意味では、ますます高齢者にとって、年金生活者にとって厳しいという状況が続きます。マクロ経済スライドの導入で、実質的な年金削減が多年にわたって行われるということ自身を厚生労働省自身が認めている状況もあ

ります。

いま、国が行うべきは公的年金の削減ではなく、生活できる年金を保障するための支援であり、正規雇用を雇用の基本として、生活できる賃金を保障し、厚生年金等を納められる社会に戻すことが必要です。よって、国民生活を破壊する公的年金の引き下げ中止を求める意見書に対しては賛成をしたいと思います。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより発議第8号について採決を行います。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手少数であります。本案については否決です。

日程第11 発議第9号 速やかな取り調べの可視化（取り調べ全過程の録音録画）を求める意見書（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

発議第9号

速やかな取り調べの可視化（取り調べ全過程の録音録画）を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成25年6月14日

提出者 植田 いずみ

賛成者 山 口 昌 亮

速やかな取り調べの可視化（取り調べ全過程の録音録画）を求める意見書（案）

取り調べの全面可視化の主たる目的は、密室での取り調べに伴い発生する冤罪を防止することにある。これを行うことで、捜査官の暴行、脅迫、利益誘導等による自白強要や虚偽自白により引き起こされている冤罪による悲劇を防止し、被疑者及び被告人の人権を守ろうとするものである。冤罪は無実の者が有罪にされるだけでなく、真犯人を取り逃がす許されざることである。

この間の足利事件、布川事件、東電OL殺人事件などの冤罪事件が示しているように、無罪になるまでに長い年月がかかり、その人の人生の大切な時間を奪い、罪人として暮らさなければならない悲劇である。このような悲劇を繰り返さないために、取り調べの全面可視化は不可欠のものである。取り調べを全て録音録画することで、取り調べの状況が検証可能となり、初めて裁判における供述調書の任意性や信用性の判断を容易にかつ正確になし得ることができる。

2009年（平成21年）5月には、裁判員制度が開始された。この制度は国民の常識と日常感覚を司法に取り入れることで、司法への国民の理解と信頼を向上させることを目指している。取り調べの全面可視化によって、裁判で供述調書の任意性や信用性が争われるような場合でも、裁判員となる国民が判断に窮することがなくなるのである。全面可視化に対して、捜査機関などからは取り調べの一部を可視化することにとどめるべきとの意見が出ている。しかし、自白の部分など一部の可視化では、取り調べの状況が全面的には検証できず、逆にさらに冤罪を生み出す危険性がある。よって、国におかれては、録音録画による刑事事件の取り調べの全過程の可視化を速やかに実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

○議 長

提出者の趣旨説明を求めます。植田君。

○5 番

速やかな取り調べの可視化を求める意見書案の趣旨説明をさせていただきます。

冤罪は絶対に許されるものではありません。しかしながら、残念なことに、いまだに行われているのも事実であります。近年明らかになったものとして、意見書の中に書かれている事件以外にも、松本サリン事件、宇和島事件、氷見事件やパソコン遠隔操作による脅迫メール事件などがあります。

冤罪の発生を食いとめるには、取り調べの全過程の録音録画による可視化を速やかに実現することが求められています。また、司法の場に国民の常識と日常感覚を取り入れることで、司法への国民の理解と信頼を向上させることを目指してスタートした裁判員制度においても、ますます可視化の必要性が求められているところであります。

5月1日現在で、県下で7市6町村で採択がされているというふうにお聞きをしています。公平公正な裁判が行われるためにも、取り調べの全過程の録音録画による可視化を速やかに実現することを求めるこの意見書への御賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議 長

これより、本案に対する質疑に入ります。繁田君。

○11番

私、いまこれが意見書として採択されるように要請があったときに目を通して、基本的には問題は少ないかなという気がしたんですけども、確かに、いま提案者がおっしゃったようにですね、冤罪というのは決して起きてはならない、あってはならない重大な問題です。しかも、それが国家権力や司法によってつくり出されるということが問題をさらに大きく深刻化していることが事実であります。特に記憶に新しいところでは、東電のOL殺人事件、これは外国の方が長く収監をされまして、非常に人生の大事な時期を奪われたということがありました。

ただ、一つ気になることはですね、意見書後段にありますように、自白など一部分の可視化ではなくて、全面的な検証ができるように、全てを録音録画による可視化というふうに求められておりますが、自白などの一部分ではいけないというのは、どうしてこれがいけないのかというところが、できれば詳しく説明をしていただきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

○議 長

植田君。

○5番

いま、繁田議員のほうからの御質問なんで、ここの意見書の中にも書かれているんですけども、一部ということになりましたらね、一部の可視化であるならば、取り調べの状況、基本的には全体をきちっと捉えて、それによって、いわば検証をしっかりしていくということが確保されるわけですね。一部分だけを可視化するのであれば、その全部がどういうことになっているのかということがきっちりとわからない。わからなければ、ここにも書かれていますように、

さらに冤罪を生みかねないという状況が発生する。だから、全ての取り調べについて可視化をするというのが、一番、いわば冤罪を防ぐ上で担保される部分だというふうに考えています。そういう意味では、一部分では、その前後の状況を捉え方によっては、全く違う状況になってくるかもしれない。それを防ぐためには、やはり全過程での可視化、警察や検察が、その裁量で取り調べの録画をしている限り、やっぱりそういう可視化、そういう冤罪っていうのは防ぐことができないという立場で全面的な可視化を求めるということであります。

○議 長

繁田君。

○11番

よくわからない説明なんですけれども、ただ、全面的な録音録画の可視化ということになりますと、これはまだ捜査段階あるいは裁判の段階ですから、被疑者は被告人ということになると思うんですけれども、その人物のですね、例えば病歴とか家族のこととか、きわめてプライバシーにかかわる問題、多くの人に知られたくないという部分もあると思うんです。そういう部分がディスクロージャーすることによって世間一般に広がってしまうということの状態をつくり出していいのかどうか。ですから、全面可視化ということは、プライバシーの保護とか個人情報保護ということと、やっぱり一体でなっていないと、一体化していないと、かなりある意味危険ではないかなというふうに思うんです。

それと、可視化することによって、犯人しか知り得ない情報とかっていうのも一般の人たちが知ることになるわけですから、犯人も含めてね、真犯人がもしいるのであれば、真犯人も含めて。ですから、それがかえって犯人の逃亡あるいは証拠の隠滅という事態を引き起こすのではないかなということも懸念されるんですが、その点についてはどうなんでしょうか。

○議 長

植田君。

○5番

裁判員のね、方々は、私は全て知り得た情報というのは守秘義務というのが発生すると思うんです。当然、それが警察や検察も含めて、事件を捜査して、あるいは裁判中のもの等について、当然それが発生するわけですから、それが基本的にわかってしまうということ自体に私は疑問を感じるんですけれども、そういう意味では、そういう当然、被疑者であっても全てのことが全部明らかになるわけではないです。当然、守られるべきいわば人権というのはあるわけですし、また、それに携わる者については、守秘義務というのが発生するわけ

ですから、いま、言われてるようなことには、私はならないというふうに考えております。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。戎井君。

○2 番

本意見書の採択に反対する立場で討論します。

反対をする理由を言おうと思ったら、繁田さんが先に大分おっしゃったんですが、私はこの全面可視化というのは、もろ刃のやいばやと思います。ここに書かれておりますように、捜査官の暴行、脅迫、利益誘導、自白強要、虚偽自白を引き起こすという、つまり取り調べる側を非常に悪と言ったら言い過ぎなのかもわかりませんが、そういう人がおるという前提で訴えておられるように思いますけど、圧倒的多数の捜査官はそうではないと思います。公正に調べると思います。前段で申し上げておきますけど、冤罪は絶対あってはなりません。それは引き起こしたらあかんと思います。それは全く同じ価値観で、僕もそう思います。ですけど、全面可視化をやることによって、ほんたら冤罪が全部防げるかというもんでも僕はないと思います。それよりも、むしろ繁田さんもおっしゃったように、全面可視化によって被疑者あるいは調べられる側が何もかも全部さらけ出してしまっ、しかも守秘義務があるとはいえ、少なくとも裁判員に選ばれた国民には知られてしまうということにもなるわけですから、私は全面的に可視化をして冤罪が防げるという保証もないし、そのことによって起こるマイナス面を考えると、特にいま、いろいろなところで評論家とか何とかいう人が、識者という人がそういうことを盛んに言ってますけど、権力を持つ者に物申せば点数が上がるみたいなような言い方する識者もたくさんおって、あんまり賛成できないんですが、私はこれはもろ刃のやいばという意味で、賛成できないと思います。

以上。

○議 長

山口君。

○6 番

この意見書は、奈良弁護士会から各県下の市町村議会に意見書をぜひ提出してほしいということで送られてきたもの。それを私ども議員団で提出させていただきましたが、その弁護士会が、これは日本弁護士連合会がつくってる冊子ですけれども、その中でね、これを読めば一番わかりやすいと思うんですが、可視化先進国からのメッセージということで、オーストラリアのニューサウスウェールズ州警察副総監という方がですね、メッセージを寄せておられるんですが、これはメッセージというか、昨年4月4日に東京で開催された国際シンポジウムでの発言らしいですが、ニューサウス、まあこの州ではですね、1991年に取り調べの電子的記録（録画録音）って書いてますが、導入されました。当初、警察内部には、警察の誠実性の対する侮辱だとか、警察業務に対する不当な干渉だという抵抗がありました。ところが、導入してみると、当初我々が思っていたような懸念はないことがわかりました。取り調べが録音録画されたことにより、最初から罪を認め、争わない事件が増えてきました。その結果、裁判期間が大幅に短縮され、また供述の信用性について疑問を呈されることが減少しました。つまり、警察の取り調べに対する信頼が高まったのです。取り調べがしっかりと適切な約束事に従って行っているということを市民が信じてくれるようになったわけです。このようにおっしゃってるんですね。さっき、プライバシーの話とかありましたけれども、裁判でプライバシー、絶対に外へ出してはいけないという場合はですね、傍聴を禁止するとかですね、そういう措置が裁判所のほうでとられるはずですよ。ましてや、可視化の問題とですね、その被疑者になった人のプライバシーどうのこうの、裁判の中では、そういうプライバシーも含めていろんなやりとりがあります。表に出てはいけない、例えば性的な犯罪の場合だとかの場合はですね、名前も全部伏せてやるような裁判もやられています。その点については、十分考慮されていると思いますので、それよりも、いかに冤罪を1人でも生まないようにするかがということが大事なんであってね、だれも警察官全員がですね、暴力を振るったりしてるとは私たちも思っていませんけれども、現に冤罪がこれだけたくさんある以上、やっぱり何らかの対策をきちっととることがですね、だれがそういう冤罪に巻き込まれても不思議はない状況でありますから、やっぱりね、ここのこのオーストラリアの警察の副総監がおっしゃってるようにですね、やっぱりそういう信頼性を高めるためにも、私らはそういう機器をきちっと導入すべきですよ。それも全面でないと、やっぱり意味がないということは大事だと思いますので、この意見書については賛成いたします。

以上です。

○議 長

ほか、ございませんか。山田君。

○ 9 番

一言賛成の立場でお話をしたい。

現実的に冤罪事件がこの世の中からなくなっていくません。これは、どのことが冤罪事件とかいうよりも、国家権力の中で警察を信じていかなければ、日本国、成り立っていないことはもちろんですが、悲しいかな、このことは少し私も生き様とも関連して、皆様とは違うのかもわからないが、狭山差別事件においても、そういう冤罪の根幹となったのは、警察の取り調べでもありました。そういう意味では、全ての警察官がそういう不当なことをやられているというのではないんですが、一部にそういった誤った道の方向に進んでおられる方もおられるようなので、そういう方をなくすため、しっかりとした冤罪をこの世の中からなくすためにも、全面的に可視化をしていく必要があると思うことから、この意見書については賛成をいたします。

○ 議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより発議第9号について採決を行います。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○ 議 長

挙手多数であります。よって、本案については原案どおり可決し、関係行政庁へ送付することに決しました。

日程第12 先進地視察計画について
を議題といたします。

議会運営委員長より、先進地視察計画についての報告を求めます。山口委員長。

○ 議会運営委員長（山口昌亮）

以前、議会運営委員会で提案がありました先進地視察計画について申請しま

す。

視察については、年月日についてはですね、ことしの8月ごろということで予定させていただいてます。視察地については、正副議長、それから議会運営委員会の正副委員長に一任していただきたいと。内容については、定住化促進施策について。ただ、一任はしていただきたいんですが、いろいろこういうところがあるとか、もし提案があればですね、早目にさせていただければというふうに思ってます。参加は全議員で、それから当局側については、定住化促進施策の担当職員で、もし町のほうから参加していただけるなら、それは大いに歓迎したい。それから随行者については、議会事務局長、それから議会事務局主幹ということで考えております。

以上です。

○議長

ただいま、議会運営委員長より先進地視察計画についての報告がありましたとおりに実施したいと思えます。平群町議会議員の行政視察等に関する規則第4条の規定により、議員全員で実施することに異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、先進地視察は議員全員で実施することに決定しました。

日程第13 委員会の閉会中の継続調査の件
を議題といたします。

議会運営委員長より、会議規則第75条の規定により、お手元にお配りいたしました閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思えますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された事件については全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

町長、閉会に当たり、御挨拶をお願いします。町長。

○町 長

お疲れさまでございました。

ことしの梅雨は空梅雨の様相であります。心配されるのは地球規模での異常気象であり、平群町で特に心配されるのはゲリラ豪雨などによります土砂災害ではないかと思っております。もちろん、その他の災害も含めまして、緊張感をもって防災減災に取り組んでまいります。

議員各位におかれましては、本議会中、熱心な御審議をいただきまして、上程させていただきました全ての案件を議決、承認、同意いただき、まことにありがとうございます。

財政は、24年度におきまして、土地売り払いなどが功を奏する形で黒字決算の見込みであります。しかし、25年度におきましては、当初より8,000万円の土地売り払いを見込んでも、なお24年度よりも多くの未確定財源を計上する大変厳しい予算となっており、前年度より一層厳しい状況にあるということでございます。

今後におきましても、住民サービスの基礎であります財政基盤の強化に向けて、最大限の努力をしてまいります。そのためには、緊縮財政と同時に、現在進めていますまちの活性化策にも積極的に取り組みまして、税収の確保に努めてまいります。この二つの政策の両立が最も大切なことであると考えております。

議員各位のより一層の御協力をお願い申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議 長

これをもって平成25年平群町議会第3回定例会を閉会いたします。

(ブー)

閉 会 (午後 5時25分)